

最近改正 令和5年1月27日例規（識）第6号

この度、別記のとおり大阪府警察捜査用似顔絵作成及び保存に関する要領を制定し、平成21年7月10日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、「大阪府警察捜査用似顔絵管理要領の制定について」（平成20年2月27日一般（識）第65号）は、廃止する。

別記

大阪府警察捜査用似顔絵作成及び保存に関する要領

第1 趣旨

この要領は、捜査用似顔絵の作成及び保存に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「捜査用似顔絵」とは、犯罪捜査に用いるため、被疑者又は事件若しくは事故に係ると認められる者（以下「被疑者等」という。）の顔若しくは身体の一部又はその者が所持していた物の形態（以下「人相等」という。）について描いたものをいう。

第3 体制

1 総括責任者

- （1）鑑識課に捜査用似顔絵総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。
- （2）総括責任者は、鑑識課長をもって充てる。
- （3）総括責任者は、捜査用似顔絵の作成及び保存に関する事務を総括するものとする。

2 取扱責任者

- （1）警察本部の犯罪捜査を担当する所属及び組織犯罪対策本部（以下「捜査担当課」という。）並びに警察署に捜査用似顔絵取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- （2）取扱責任者は、所属長をもって充てる。
- （3）取扱責任者は、所属における捜査用似顔絵の作成及び保存に関する事務の適正な実施を図るものとする。

3 取扱担当者

- （1）鑑識課、捜査担当課及び警察署に捜査用似顔絵取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。
- （2）取扱担当者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。
 - ア 鑑識課 写真担当課長補佐
 - イ 捜査担当課 取扱責任者が指定する警視又は警部の階級にある警察官
 - ウ 警察署 刑事課長（生活安全刑事課長を含む。）
- （3）取扱担当者は、鑑識課にあつては総括責任者の、捜査担当課及び警察署にあつては取扱責任者の指揮を受け、所属における捜査用似顔絵の作成及び保存に係る事務を行うものとする。

第4 捜査用似顔絵の作成要領

- 1 取扱責任者は、犯罪捜査において必要と認める場合は、原則として、大阪府警察捜査用似顔絵技能員運用要綱（平成13年12月14日例規（識）第240号）に定める捜査用似顔絵技能員（同要綱6の（2）の規定により派遣された捜査用似顔絵技能員を含む。）又は同要綱8に規定する講習を修了した者（以下「捜査用似顔絵作成者」という。）に捜査用似顔絵を作成させるものとする。
- 2 捜査用似顔絵は、鑑識課から配分する用紙を用いて作成するものとする。ただし、やむを得ない場合は、他の用紙（原則としてA4判）を用いることができるものとする。
- 3 取扱責任者は、捜査用似顔絵を作成させた場合は、当該捜査用似顔絵に係る捜査用似顔絵作成者に対し、次に掲げる作成方法の区分に応じ、それぞれに定める記載等をさせるものとする。
 - （1）被疑者等の人相等を目撃した者（以下「目撃者」という。）の証言により作成する方法 当該捜査用似顔絵の用紙の裏面に、当該目撃者に作成年月日の記載並びに署名及び押（指）印を求めた上、作成者は、所属、階級及び氏名を記載し、押印すること。
 - （2）前記（1）の作成方法以外の作成方法 作成者は、当該捜査用似顔絵の用紙の裏面に作成年月日

並びに所属、階級及び氏名を記載し、押印すること。

第5 捜査用似顔絵画像の作成等

取扱責任者は、前記第4により捜査用似顔絵を作成し、又は被害者等から捜査用似顔絵の提供を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 画像解析用端末（画像解析用端末運用要領（平成31年2月25日例規（犯本）第19号）第2に規定する画像解析用端末をいう。）又はスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）（以下「画像解析用端末等」という。以下同じ。）により捜査用似顔絵に係る電磁的記録（以下「捜査用似顔絵画像」という。）を作成の上、総合情報管理システムの端末装置を使用して当該捜査用似顔絵画像を鑑識課に送信するとともに、捜査用似顔絵作成報告書（別記様式第1号）に当該捜査用似顔絵の写しを添付の上、総括責任者に送付するものとする。
- (2) 画像解析用端末等に不具合が生じた場合で、速やかに捜査用似顔絵画像を作成することができないときは、捜査用似顔絵作成報告書に捜査用似顔絵の原本及び写しを添付の上、総括責任者に送付するものとする。
- (3) 前記(2)により捜査用似顔絵の送付を受けた総括責任者は、当該捜査用似顔絵から捜査用似顔絵画像を作成し、当該捜査用似顔絵の原本を当該捜査用似顔絵を送付した取扱責任者に返送するものとする。

第6 保存

- 1 取扱責任者は、捜査用似顔絵（被害者等から提供を受けたものを除く。以下同じ。）の原本を当該捜査用似顔絵に係る事件が終結するまでの間保存するものとする。
- 2 捜査用似顔絵の原本は、警察署にあっては、鑑識係において保存するものとする。

第7 報告

取扱責任者は、捜査用似顔絵の作成に係る被疑者が検挙された場合は、捜査用似顔絵検挙報告書（別記様式第2号）により、その都度、刑事部長（鑑識課）宛てに報告すること。

第8 指導、教養等

総括責任者は、捜査用似顔絵作成者の効果的な活用を行うための指導、教養等を実施するものとする。